

## 男女共同参画会議（第76回） 議事次第

日時：令和7年12月12日（金）17：40～18：05

場所：総理大臣官邸2階大ホール

### 【出席者】

	高市 早苗	内閣総理大臣
議長	木原 稔	内閣官房長官
議員	林 芳正	総務大臣（代理 堀内 詔子 総務副大臣）
同	平口 洋	法務大臣
同	茂木 敏充	外務大臣（代理 堀井 巖 外務副大臣）
同	片山 さつき	財務大臣（代理 舞立 昇治 財務副大臣）
同	松本 洋平	文部科学大臣
同	上野 賢一郎	厚生労働大臣
同	赤澤 亮正	経済産業大臣（代理 井野 俊郎 経済産業副大臣）
同	あかま 二郎	国家公安委員会委員長
同	黄川田 仁志	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	小西 聖子	武蔵野大学学長・人間科学部教授
同	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
同	白波瀬 佐和子	東京大学大学院特任教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研常務執行役員
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	細川 珠生	ジャーナリスト
同	山田 昌弘	中央大学文学部教授
同	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会会長
出席者	尾崎 正直	内閣官房副長官
同	佐藤 啓	内閣官房副長官
同	露木 康浩	内閣官房副長官
同	川崎 ひでと	デジタル大臣政務官
同	山本 啓介	農林水産大臣政務官
同	上田 英俊	国土交通大臣政務官
同	森下 千里	環境大臣政務官
同	若林 洋平	防衛大臣政務官

## 男女共同参画会議（第76回） 議事次第

（令和7年12月12日（金）  
17：40～18：05  
総理大臣官邸2階大ホール）

1 開会

2 議題

第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）

3 閉会

### 【資料】

- 資料1 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）（説明資料）
- 資料2 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）
- 資料3 清水議員提出資料
- 資料4 山田議員提出資料
- 資料5 芳野議員提出資料
- 参考資料 男女共同参画会議有識者議員名簿

## 1. 開会

○冒頭、木原議長（内閣官房長官）から、以下の発言があった。

・「第6次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」について、御議論をいただきたい。

## 2. 議題

第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）

○黄川田大臣から山田議員に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」の説明をお願いした。

○山田議員から、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」について説明があった。

- ・資料1の1ページについて、男女共同参画、女性活躍を推進することは、男性も女性も暮らしやすい多様な幸せを実現する社会を形成することに資するとの考えの下、「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」という大きな柱を設けるとともに、各分野の取組を進める必要がある。
- ・資料1の2ページの左下のグラフについて、男性の育児休業取得率は向上したが、共働き・共育ての実現に向けて仕事と育児・介護等の両立支援を進める必要がある。
- ・資料1の2ページの右の各種グラフについて、政策・方針決定過程への女性の参画拡大については進展に遅れが見られる。本答申案においても、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度になることを目指し、取組を強化するとともに、さらに2030年代には指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すこととしている。
- ・3ページの左上のグラフについて、女性の就業率について、いわゆるM字カーブは解消したが、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの問題は続いている。非正規雇用労働者の待遇改善、正社員転換の推進、子育て中の女性等の再就職支援が必要である。
- ・3ページの右上のグラフについて、健康については、女性の健康総合センターを司令塔とした、女性特有の疾患に対する健康相談支援体制の構築や、フェムテック、仕事と健康課題の両立の支援などが必要である。
- ・3ページの右下のグラフについて、テクノロジーについては、デジタルスキルの習得、デジタル分野への就労など、女性デジタル人材の育成を進める必要がある。
- ・5ページについて、男女共同参画機構や全国のセンターの機能強化など、地域における男女共同参画の推進が必要である。
- ・政府においては、この内容を踏まえて具体的な目標を盛り込んだ第6次計画を策定するようお願いしたい。

○黄川田大臣から、有識者議員に発言をお願いした。

(芳野議員)

- ・今回の答申案では、旧姓使用に法的効力を与える制度の創設に関する文言が追加されている。第6次計画策定に当たっての基本的な考え方は、専門調査会で約1年かけ丁寧な議論が行われ、パブリックコメントを経て整理されている。このような経緯を踏まえると、答申案の段階で極めて重要な論点について、新たな記述が加えられたことは問題視せざるを得ないと考ええる。
- ・婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である。日本は夫婦同姓を法律で強制する唯一の国であり、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受けている。
- ・旧姓の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請にも応えられていない。働く現場からは、キャリアの分断、ダブルネームの弊害などの不利益が指摘されている。
- ・旧姓の通称使用拡大はあくまで過渡的措置である。旧姓使用に法的効力を与える制度の創設を検討するのであれば、選択的夫婦別氏制度の早期導入に向けた取組の強化も併記するべきである。
- ・世界の潮流が2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることを踏まえれば、意見書にも書いたが、ジェンダー平等・多様性推進が遅れている要因を明らかにするとともに、全ての労働者の長時間労働の是正、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結、第3号被保険者制度の廃止など、必要な施策を速やかに取り組んでいただき、より踏み込んだ成果目標の設定をお願いしたいと思う。
- ・最後に、答申案については反対の立場を明らかにする。

(山本議員)

- ・本日は私の専門である法制度の問題に絞って申し上げる。
- ・102ページのイの①では、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度の創設の検討が述べられており、②では、検討の対象を限定しておらず、これまでこの会議の席上でも意見が示されてきた選択的夫婦別氏制度を含めた検討を述べるものと理解している。
- ・これら2つの検討に当たっては、最高裁判所が約10年前及び約5年前の大法廷判決の中で指摘した事項が当然考慮されると考えている。判決は、氏は人が個人として尊重される基礎であり、婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益は、婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき人格的利益であると述べている。

- ・判決の中の個別意見は、旧姓使用は通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起すると指摘しており、これは同一性を証明する本人の側だけでなく、国内外で同一性を確認する側に生じる問題を含んでいる。
- ・こうした男女共同参画の観点で反映されるプロセスによって、制度のプラスマイナスを一つ一つ丁寧に検討する必要があると考えている。

(細川議員)

- ・1点目は、旧姓使用についてである。「細川」というのは旧姓であるが、近年、旧姓の通称使用における不便さはかなり解消されている。一方、法的根拠のない通称であっても印鑑を求められる、海外では通用しない場合が多いことなど、違和感を抱くことも大いにある。
- ・今回、基本的な考え方において、旧姓使用に法的効力を与える制度の創設の検討が盛り込まれた。法的効力の範囲が旧姓使用の拡大と周知のための法整備にとどまることなく、旧姓が戸籍姓と同等の法的根拠を持つものとなるような法整備となることを期待している。
- ・少子化時代に氏の継承が困難となっている多くの事象にも応え得るものであると考える。
- ・2点目は、教育分野において女性の意思決定層への登用が遅れているという点である。例えば、小学校の校長は28.3%と5次計の目標20%を超えているが、中学や高校の女性校長、大学の女性学長比率は1割程度、教授、副学長の女性比率も2割未満と、いずれも目標未達である。
- ・女性の研究者の割合も平均すると26%程度である。博士後期課程在籍者を含むポストクの研究者のキャリアパスへの取組が不十分と考える。
- ・女性のキャリアの選択肢という観点にとどまらず、子供目線でも教師のジェンダーの偏在は好ましいことではないという観点から加速化させることが必要と考えている。

(納米議員)

- ・全国女性会館協議会は、男女共同参画センターを結ぶネットワーク組織である。6次計画に、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」として、男女共同参画センターの機能の強化・充実が書き込まれたことを評価する。
- ・国の計画策定と並行して、行動計画改定を進めている地方公共団体が数多くある。その意味からも、基本法改正によって男女センターの設置が自治体の努力義務になり、法改正を踏まえた内容が6次計画に書き込まれたことは大きな意味を持つ。
- ・出身地域から若者が大都市圏へ出て行く理由の一つには、根強く残る性別役割分担意識、そして、女性を地域の嫁扱いするといった風潮がある。
- ・地域社会の在り方を変えていくために、男女共同参画センターが様々なアクターと連携しつつ、地域に根差した取組を展開していくことは非常に有用である。

- ・次に苦言を述べる。計画策定専門調査会で多くの委員が求めたのは、旧姓使用に法的効力を与える制度創設ではなく、選択的夫婦別姓の実現である。男女会議としての案に前者が盛り込まれていることを非常に残念に思う。

(鈴木議員)

- ・第1次の基本計画が2000年に定められてから今回第6次を迎える。この間、様々な施策が展開されてきたが、男女共同参画社会基本法が示す理念や目的の実現は道半ばである。
- ・意見を3点申し上げる。
- ・第1に、計画に掲げられる政策の監視・進捗管理と推進・評価が重要である。今回の基本的考え方(案)では、「参画会議における監視・影響調査等の機能強化に取り組む」とされている。実質的・実効的な機能強化を実現するようお願いする。
- ・第2に、女性の生涯にわたる健康課題への対応を加速すべきと考える。女性の健康を重視しないと、経済全体としても企業経営としても、損失が大きいことが明らかになってきている。この点、各府省一体で取り組んでいただきたいと思う。
- ・第3に、さきの通常国会で成立した基本法の改正等を歴史的な転換点にすべきと考える。男女共同参画社会の形成のために、国と自治体には、関係者相互間の連携と協働の促進や人材確保が求められることになった。最初が肝心なので、来年4月に新設される男女共同参画機構と、機能が強化される全国の男女共同参画センターとが、期待される役割を果たしていくことが決定的に重要であることを共有していただきたいと思う。

(白波瀬議員)

- ・日本のジェンダー格差の大きさの一つの理由が、女性リーダーの数的な少なさにある。その一つには、育て方がジェンダーによって違っていた。「女の子だから」、「男の子だから」ということで、選択肢の中身や数に違いがあった。
- ・リーダーになることは教育投資の時間が必要である。男女にかかわらず、彼・彼女らの潜在的能力を開花させるべく、男女同じように期待する育成環境が保障されなければならない。
- ・意識的に人を育てる側の改革も必要となる。できるだけ評価軸を多様にして、中長期的スパンの中で多様な場面でリーダーを育成する環境を整備することが重要である。
- ・そのためには、時間限定的にも背中を押すための外圧も重要になる。これまで、十分な機会、選択肢を与えられてこなかった人口の半分に対してキャッチアップの時期を設定することで、新たな視点、イノベーションを生む可能性が上がる。短期的なコストを超える利益を得るためのリスクテイクがこれからの日本を強くし、持続可能な未来につながる。
- ・選択的夫婦別姓についても、選択的であることが鍵になる。これまでどおりの仕組みから新たな仕組みに変えるには、それなりのコストもかかる。

- ・ 選択の自由を夫婦間に与えることが家族としてのつながりを弱体化させることに直接通じるわけではない。多様な選択を提供することは、選択する当事者である人を信頼することであり、超高齢社会日本が示す新たな成長モデルにつながると思う。

(佐々木議員)

- ・ このたび、男女共同参画というテーマの中で、女性が総理になったということは大変うれしいことだと思う。女性が政治のトップに立つことで、目線もスピードも変わって日本が動き始めているという実感を持つし、皆さんも持たれているのではないかと思う。
- ・ 今回の答申は、多岐にわたってすばらしい提案がまとめられているが、ぜひ女性リーダー、決定権者を増やすという点を全てのところで力強く進めていただきたい。
- ・ 20ページの第2分野でも、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」と、ほとんど何も約束していないような文章だが、しかし、このようなことが書かれることになったことは大変喜ばしいことである。
- ・ ただ、やはりペナルティのない努力表明にすぎない。しかしこれを逆に解せば、やはり私は、総理の力で目標達成を促すこともできるであろうし、ノルウェーの事例を見れば、一人の農林水産関係の大臣、男性の大臣が動いたことでクォーター制ができたということなので、今日ここにいる大臣の皆様、お一人の力でもできるので、皆様が、自分ごととして捉え、本件の実現に努力を集めていただきたいと思う。
- ・ 安倍総理は国内外で常に女性活躍を発言されて、それによって日本経済界も動いた。日本の国力は半分いる女性が活躍することで倍増する。
- ・ 私はダイバーシティ経営というものが専門だが、女性が持ち込む新しい多様な視点こそがイノベーションを生み、そして、危機を事前に察知するということである。女性管理職が40%以上で成果が出る、イノベーションが出るというデータもある。
- ・ 重要なのは、決定権者に女性が増えることである。よって、日本の発展のために、防災、経済、教育、環境、行政、各所で決定権を持つ立場の女性リーダーを増やすことに、ここにいる皆様にぜひ御尽力いただいて、この答申以上の成果をつくっていただきたいと思う。

(小西議員)

- ・ 私は、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」の対策のところを中心に申し上げたい。
- ・ 第5次計画までは、実はこの分野の用語は「女性に対する暴力の根絶」であり、「ジェンダー」という言葉が使われていなかったが、このたび答申の中では表現が変わっている。
- ・ 多様なジェンダーに関わる暴力の現状を知り、また、それを容認しないという姿勢をより正確に表現するものとして評価したいと思っている。

- ・この数年、性犯罪に関する刑法改正、こども性暴力防止法の制定、DV防止法や困難女性支援法など、この分野に関わる法制度では大きな前進があった。これは政策立案の成果であるし、社会が変わってきた。社会の働きかけの成果というのも非常に大きかったかと思う。この進展も評価し、このまま継続していただきたいと思っている。
- ・今求められているのは、制度がつくられた後の実装である。こここのところはまだまだという現場がたくさんある。現場では、支援資源と予算に地域差が大きく、地方では今も被害者が声を上げにくい状況が続いている。災害時にはそういうことがあらわになるので、女性・子供への視点が抜け落ち、二次被害が起こる例も報告されていた。
- ・一方、都市部の支援組織も非常に脆弱性・不安定性を抱えている。制度が一応そろっているように書かれても、つまみ食いになって一貫した支援ができない現状がある。
- ・ジェンダーに関わる暴力は、国民の健康とウェルビーイングを深刻に損なう問題であり、法制度の成果を現場の変化へと確実につなげていただきたいと思う。

(山田議員)

- ・日本がここ30年間、経済が停滞し、少子高齢化が進んでいる大きな理由の一つが、女性の活躍が諸先進国や新興国に比べて遅れていることにあると確信している。これらの問題の克服には、女性の社会的な活躍の推進、そして、その活躍を阻んでいる昭和の時代までにつくられた制度・意識の変革が必要だと痛感している。
- ・次に、今計画の一つのテーマが「地方における女性活躍の推進」である。中央では、都知事、そして、高市首相と女性になり、女性差別も少なくなり、正社員で働く女性も増えている。その結果、東京都では子供の減少の割合は少なく、離婚も大きく減っている。
- ・地方は人口危機にあり、20年で子供数や結婚数が半減、さらに年間の離婚数が結婚数の約半分という県も出始めている。地方において、女性差別慣行がより強く、女性に選ばれないという環境があると思うので、ぜひ地方における女性活躍のさらなる推進をお願いしたい。

○黄川田大臣から、関係閣僚等に発言をお願いした。

(上野厚生労働大臣)

- ・男女共同参画社会の実現は非常に重要な課題と認識しているところであり、厚生労働省としては、職場における女性活躍の推進に積極的に取り組んできたところである。
- ・今般、女性が意欲と能力を発揮できる職場環境の整備等のため、男女間賃金差異や女性管理職比率に係る情報公表の強化や、職場におけるハラスメント対策の強化などを内容とする労働施策総合推進法等の一部を改正する法律が本年6月に成立した。来年4月以降、順次施行となるため、これに基づく取組を着実に推進する。

- ・共働き・共育での実現や介護離職防止に向けた仕事と育児・介護の両立支援、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の遵守徹底等、働き方改革の推進、生涯を通じた女性の健康支援の推進などに取り組み、女性が一層活躍でき、誰もが幸せを実現できる社会の実現を目指す。

(井野経済産業副大臣)

- ・経済分野における女性活躍の推進は、我が国の成長戦略に不可欠である。企業の管理職に占める女性割合は着実に増加しているものの、依然として目標には届いていない。特にプライム市場上場企業の女性役員比率については、2030年までに30%以上という目標達成に向け、経済界全体での取組強化が必要である。
- ・経済産業省としては、女性の健康課題に対して企業が実施する健康経営の推進や、家事支援サービスの利用促進など、女性が活躍できる環境を整えていくほか、引き続き、スタートアップ分野での女性の参画や、リスキリングを通じたキャリア支援等の人的投資も促進する。
- ・多様な人材が活躍できる環境整備は、企業の競争力を高め、持続可能な成長を実現する鍵である。引き続き、関係省庁・産業界と連携し、数値目標の達成に向けて全力を尽くす。

○黄川田大臣から、下記の通り発言があった。

- ・「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」について、議長一任とする。

○高市内閣総理大臣から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- ・男女共同参画は、全ての方が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するものであるとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす、持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素である。
- ・全ての方が希望する働き方を選択できて、その能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を進める。
- ・社会のあらゆる意思決定に女性が参画することを官民共通の目標として取り組む。各大臣は、率先して取組を進めるとともに、関係機関に積極的に働きかけるようお願いする。
- ・本日の議論を踏まえ、黄川田大臣を中心に、新たな基本計画が数値目標とその実現のための取組を盛り込んだ実効性のある計画となるように検討を進めるようお願いする。
- ・計画を策定した後も、取組をさらに強化していく必要がある。そのため、来年の夏に向けて、特に次の3点について、具体の施策の検討を進めるようお願いする。
- ・1つ目は、女性の生涯にわたる健康支援の強化である。女性の各ライフステージに特有の健康課題の解決に向けて、職場や地域において理解を深める取組や、「女性の健康総

合センター」を司令塔に、診療拠点の整備や研究、人材育成などの取組を全国展開していくための施策を検討すること。

- ・ 2つ目は、地域における女性活躍の推進である。地域未来戦略と相まって、女性も男性も活躍できて、暮らしやすい地域づくりを実現できるよう、一層の取組を進めること。
- ・ 3つ目は、成長戦略分野における女性の活躍推進である。女性のさらなる活躍の場を広げていくことで、日本経済の強い成長を実現する方策について検討すること。
- ・ この内閣で、さらに女性活躍が進むように各大臣は積極的に取り組むようお願いする。
- ・ 有識者議員の皆様におかれましては、本当に熱心な御議論をいただき、今日もお疲れの時間帯に御協力をいただき感謝する。

○最後に、黄川田大臣から、以下の通り発言があった。

- ・ 皆様には、基本計画の取りまとめに向け、引き続き御協力をお願いする。

### 3. 閉会

以上